



市 章

大津市公報

令 和 7 年 3 月 25 日
号 外 (第 12 号)発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

9	大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例	2
10	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
11	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
12	大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
13	大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4
14	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	27
15	大津市監査委員条例の一部を改正する条例	27
16	大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	27
17	大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	28
18	大津市手数料条例の一部を改正する条例	28
19	大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	40
20	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例	41
21	大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	41
22	大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	41
23	大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	42
24	大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	42
25	大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	43
26	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	44
27	大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	44
28	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	44
29	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	44
30	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
31	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	45
32	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
33	大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
34	大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	46
35	大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	46
36	大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	46
37	大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	47

- 38 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………47
- 39 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………47
- 40 大津市景観法施行条例の一部を改正する条例……………47
- 41 大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………50
- 42 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………50
- 43 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………51
- 44 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………51
- 45 大津市下水道条例の一部を改正する条例……………51
- 46 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………52
- 47 大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………64

条 例

大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第9号

大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例
(大津市事務分掌条例の一部改正)

第1条 大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中シをスとし、エからサまでをオからシまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 多文化共生及び国際交流に関すること。

第2条第6号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

(大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち大津市事務分掌条例第2条第1号シを削る改正規定中「第2条第1号シ」を「第2条第1号ス」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第10号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

市長及び教育委員会	大津市立幼稚園再編等検討委員会	市立幼稚園の再編等に関する基本方針及び計画の策定に必要事項を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、地域活動団体関係者、市民団体から選出された者、教育関係団体から選出された者、保育関係団体から選出された者、市長及び教育委員会が行う委員の公募に応募した市民並びに市職員
-----------	-----------------	---	-------	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第11号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「しないが」を「していないが」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にある者」を、「定める者」の次に「（第 20 条第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 20 条を第 22 条とし、第 19 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する勤務の制限を請求する一の期間における初日をいう。）とする改正後の第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第12号

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「しない」を「していない」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にする

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市長 佐藤 健 司

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定 年 前	1	183,500	188,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
再任用短	2	184,600	189,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
時間勤務	3	185,800	191,300	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
職員以外 の 職 員	4	186,900	192,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600

5	188,000	194,500	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	196,200	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	197,800	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	199,400	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	201,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	202,700	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	204,400	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	206,100	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	207,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	209,000	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	210,600	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	212,100	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	213,600	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	215,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	216,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	218,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	220,000	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	221,700	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	223,000	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	224,300	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	225,600	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	226,700	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	227,800	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	228,900	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	230,000	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	231,500	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	233,000	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	234,500	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	236,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	237,500	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	239,000	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	240,500	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	242,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	243,400	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	244,800	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	246,200	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	247,400	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	248,600	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	249,800	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	251,000	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	252,100	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	253,200	317,600	364,800	382,400	408,700			

47	242, 600	254, 300	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	255, 400	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	256, 400	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	257, 400	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	258, 400	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	259, 400	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	260, 400	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	261, 300	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	262, 200	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	263, 100	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	263, 900	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	264, 700	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	265, 500	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	266, 300	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	267, 000	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	267, 800	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	268, 600	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	269, 300	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	270, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	270, 800	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	271, 600	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	272, 300	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	273, 000	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	273, 800	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	274, 600	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	275, 300	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	276, 000	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	276, 700	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	277, 400	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	278, 100	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	278, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	279, 500	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	280, 200	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	280, 900	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	281, 500	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	282, 200	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	282, 800	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	283, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	284, 100	345, 600	386, 100	398, 200	
86		284, 800	346, 000			
87		285, 400	346, 400			
88		286, 100	346, 800			

	89	286,700	347,000						
	90	287,400	347,400						
	91	288,000	347,800						
	92	288,500	348,200						
	93	289,000	348,400						
	94	289,600	348,800						
	95	290,100	349,200						
	96	290,700	349,500						
	97	291,200	349,800						
	98	291,700	350,200						
	99	292,300	350,600						
	100	292,900	351,000						
	101	293,400	351,500						
	102	293,900	351,900						
	103	294,300	352,300						
	104	294,600	352,700						
	105	294,800	353,200						
	106	295,100	353,600						
	107	295,300	353,900						
	108	295,600	354,200						
	109	295,800	354,700						
	110	296,000							
	111	296,300							
	112	296,500							
	113	296,800							
	114	297,100							
	115	297,400							
	116	297,700							
	117	298,000							
	118	298,300							
	119	298,600							
	120	299,000							
	121	299,200							
	122	299,400							
	123	299,700							
	124	300,100							
	125	300,300							

別表第2アの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円
定年前再任用	1	291,400	400,300	455,100	549,800
短時間勤務職員	2	293,700	403,000	457,100	555,900

以 外 の 職 員	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	

45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	
78		489, 800	
79		490, 400	
80		490, 800	
81		491, 300	
82		491, 900	
83		492, 500	
84		493, 000	
85		498, 500	

別表第2イの表定年前三任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円	円	円	円
定年前三任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

		41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
		42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600		
		43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
		44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
		45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
		46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
		47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
		48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
		49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
		50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
		51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
		52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
		53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
		54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
		55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
		56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
		57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
		58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
		59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
		60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
		61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
		62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
		63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
		64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
		65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
		66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
		67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
		68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
		69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
		70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
		71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
		72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
		73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
		74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
		75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
		76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
		77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
		78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
		79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
		80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
		81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
		82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
		83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				

	84	256,300	293,700	330,900	351,800			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				

別表第2ウの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短時間勤務職員 以 外 の 職 員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500

		15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100	441, 100
		16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900	442, 600
		17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600	444, 300
		18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300	445, 900
		19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200	447, 300
		20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700
		21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800
		22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300	451, 100
		23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400
		24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800	453, 800
		25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000	405, 400	454, 800
		26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500
		27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300
		28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
		29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
		30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
		31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
		32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
		33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
		34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
		35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
		36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
		37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
		38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
		39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
		40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
		41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
		42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
		43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
		44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
		45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
		46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
		47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
		48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
		49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
		50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
		51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
		52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
		53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
		54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
		55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
		56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	

		57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500		
		58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800			
		59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500			
		60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100			
		61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700			
		62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300			
		63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000			
		64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600			
		65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300			
		66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800			
		67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400			
		68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900			
		69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300			
		70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900			
		71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400			
		72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700			
		73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000			
		74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500			
		75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900			
		76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200			
		77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500			
		78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000			
		79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500			
		80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900			
		81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200			
		82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600			
		83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100			
		84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500			
		85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900			
		86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600				
		87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200				
		88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700				
		89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000				
		90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500				
		91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900				
		92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200				
		93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800				
		94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300				
		95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800				
		96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300				
		97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900				
		98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400				

		99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900				
		100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300				
		101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900				
		102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400				
		103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900				
		104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400				
		105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000				
		106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400				
		107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900				
		108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400				
		109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000				
		110	297, 600	328, 500	362, 600					
		111	297, 800	328, 800	363, 100					
		112	298, 100	329, 100	363, 500					
		113	298, 400	329, 400	363, 900					
		114	298, 600	329, 800	364, 300					
		115	298, 900	330, 100	364, 800					
		116	299, 100	330, 400	365, 300					
		117	299, 400	330, 600	365, 700					
		118	299, 700	330, 900	366, 200					
		119	300, 000	331, 200	366, 700					
		120	300, 300	331, 400	367, 200					
		121	300, 600	331, 600	367, 500					
		122	301, 000	331, 900						
		123	301, 300	332, 200						
		124	301, 600	332, 500						
		125	301, 800	332, 700						
		126	302, 000	333, 000						
		127	302, 300	333, 400						
		128	302, 700	333, 600						
		129	302, 900	333, 800						
		130	303, 200	334, 000						
		131	303, 600	334, 400						
		132	304, 000	334, 600						
		133	304, 200	334, 900						
		134	304, 500	335, 300						
		135	304, 800	335, 700						
		136	305, 100	336, 100						
		137	305, 300	336, 400						
		138	305, 600	336, 800						
		139	305, 900	337, 200						
		140	306, 200	337, 600						
		141	306, 400	337, 900						

142	306,800	338,300						
143	307,200	338,600						
144	307,500	339,000						
145	307,700	339,300						
146	307,900	339,700						
147	308,200	340,100						
148	308,600	340,500						
149	308,800	340,800						
150	309,000	341,200						
151	309,300	341,600						
152	309,600	342,000						
153	310,000	342,300						
154	310,200							
155	310,400							
156	310,700							
157	311,000							
158	311,300							
159	311,600							
160	311,900							
161	312,300							
162	312,600							
163	312,900							
164	313,200							
165	313,600							
166	313,900							
167	314,200							
168	314,500							
169	314,900							

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第11条第1項中「から第9条の2まで」を「、第9条」に、「、第18条及び第21条」を「及び第18条」に、「、住居手当及び勤勉手当」を「及び住居手当」に改め、同条第2項中「第2条第2項、」を削り、「並びに第20条第2項」を「、第20条第2項並びに第21条第2項」に改め、「並びに教育公務員給与条例第3条の規定」及び「、給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「任期付職員条例第6条第1項」を「大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第6条第1項」に、「100分の172.5」と、教育公務員給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「、第9条の2」を削る。

第12条を削る。

第13条第1項中「、第6条」を「及び第6条」に改め、「及び第10条」を削り、同条第2項中「第2条第1

項及び」を削り、「第 2 条第 1 項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第 21 号。以下「任期付職員条例」という。）第 12 条に規定する特定任期付職員業績手当」と、第 3 条の 3」を「同条」に、「「任期付職員条例第 7 条第 1 項」を「、「大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第 21 号）第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とする。

（大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第 3 条 大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 条第 8 項中「、第 9 条の 2 及び第 9 条の 4」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、部長又は次長の職（これらに相当する職を含む。）にある職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害を有する者 (6) 配偶者（届出をして

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及び

ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 2 条

第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティが出

生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる

と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「と

する」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における新給与条例第 9 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 8」とあるのは、「100 分の 9」とする。

6 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における給与条例第 9 条の 3 第 3 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 13 号）附則第 5 項」とする。

（調整規定）

7 第 2 条及び大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 3 号）第 4 条の規定による大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正については、同条例は、同条の規定によってまず改正され、次いで第 2 条の規定によって改正されるものとする。

（その他の経過措置の規則への委任）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第 2 項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		

49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						

99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1

33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	

83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16

33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		

83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1

17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	

67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				

117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第14号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「100分の10」を「100分の 8」に改める。

別表第 2 アの表備考第 1 項中「保育士」の次に「、児童指導員」を加え、同備考第 2 項中「保育士」の次に「及び児童指導員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100分の 8」とあるのは、「100分の 9」とする。

3 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第14号）附則第 2 項」とする。

大津市監査委員条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第15号

大津市監査委員条例の一部を改正する条例

大津市監査委員条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「第22条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第16号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「しない」を「していない」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第68号）第 2 条第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダー

アイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にある者」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第17号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「配偶者（）」の次に「職員の死亡当時に、」を加え、「職員の死亡当時」を削り、「あった者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。）にあった者」を加える。

第9条第11項第2号中「いないが、」を「いないが」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、同項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第9条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大津市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第18号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第18項第1号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査
ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円）
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、37,000円）
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	46,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円）

300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	55,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	150,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	790,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

- (ア) 建築物を建築する場合（(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (イ) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (エ) 計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- イ 当該申請又は通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、容易確認特定建築行為（同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）をいう。以下このイにおいて同じ。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める金額（容易確認特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額
- (ア) 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
200平方メートル未満のもの	16,000円
200平方メートル以上のもの	17,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

- (a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（(イ)において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (イ) 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	27,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	62,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	79,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	293,000円
50,000平方メートル以上のもの	558,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物エネルギー消費性能基準に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

別表第18項第2号ア中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同号イ中「14,000円」を「17,000円」に、「6,000円」を「6,900円」に改め、同項第3号ア中「24,000円」を「25,000円」に改め、同号イ中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第4号ア及びイを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	19,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	29,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	39,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 当該申請又は通知に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物（以下この項において「要確認特定建築行為等に係る建築物」という。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(イ)までに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める金額（要確認特定建築行為等に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

(7) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	201,000円
50,000平方メートル以上のもの	282,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

(4) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

- a 一戸建て住宅 1件につき 4,700円
b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	81,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	129,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	196,000円
50,000平方メートル以上のもの	297,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

(7) 当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき 住宅の用途以外の用途に供する部分について(7)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(4)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額

別表第18項第5号中「34,000円」を「32,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第7号ア中「特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同号アの表中「17,000円」を「

「16,000円」に、「31,000円」を「30,000円」に、

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

43,000 円

を

200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

」

35,000 円
43,000 円

に、「64,000円」を「62,000円」に、「82,000円」を「79,000

」

円」に、「290,000円」を「280,000円」に、「560,000円」を「550,000円」に改め、同号イ中「特定建築行為等に係る建築物」を「要確認特定建築行為等に係る建築物」に改め、同項第8号中「32,000円」を「30,000円」

「

に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第9号の表中「17,000円」を「16,000円」に、

200平方メー
の

トルを超え500平方メートル以内のもの	42,000 円
---------------------	----------

を

200平方メー の
300平方メー の

」

ルを超え300平方メートル以内のもの	35,000 円
ルを超え500平方メートル以内のもの	41,000 円

に、「63,000円」を「60,000

」

円」に、	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	80,000 円
------	--------------------------------	----------

」

を	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000 円	に、
---	--------------------------------	----------	----

」

「280,000円」を「270,000円」に、「510,000円」を「490,000円」に改め、同項第10号中「25,000円」を「28,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第11号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第12号中「120,000円」を「130,000円」に改め、同項第13号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第14号及び第15号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第16号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第19号中「180,000円」を「170,000円」に、「110,000円」を「100,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同項第21号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第23号及び第24号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第26号、第30号、第35号、第37号、第38号及び第40号から第42号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第44号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第46号及び第47号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第48号及び第49号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第50号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000

円」に改め、同項第51号及び第52号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第53号中「6,400円」を「7,000円」に改め、同項第54号から第56号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第57号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第59号及び第60号中「27,000円」を「32,000円」に改め、別表第60項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「に係る審査」を「（同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項において同じ。）に係る審査」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項において「工場等」という。）の用途以外の用途に供するものである」を「イからエまでに掲げる場合以外の」に改め、同号ア(7)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「290,000円」を「300,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く）」を「床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積）」に改め、同号ア(イ)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、「417,000円」を「443,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く）」を「床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積）」に改め、同号イ中「全部が」の次に「基準省令第10条第1号に規定する」を加え、同号イ(7)の表中「33,000円」を「34,000円」に、「45,000円」を「46,000円」に、「102,000円」を「105,000円」に、「149,000円」を「154,000円」に、「183,000円」を「190,000円」に、「226,000円」を「234,000円」に、「311,000円」を「323,000円」に改め、同表備考中「おいて、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築する部分の床面積」に改め、同号イ(イ)の表中「21,000円」を「22,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「40,000円」を「41,000円」に、「95,000円」を「98,000円」に、「142,000円」を「147,000円」に、「175,000円」を「182,000円」に、「216,000円」を「224,000円」に、「300,000円」を「311,000円」に改め、同表備考中「おいて、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築をする部分の床面積」に改め、同号ウ中「一部が工場等」を「全部が住宅」に改め、同号ウ(7)及び(イ)を次のように改める。

(7) (イ)及び(ウ)に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円
200平方メートル以上のもの	48,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	80,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- (イ) 仕様基準等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イに規定する基準及び同号ロに規定する基準をいう。エにおいて同じ。）に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円
200平方メートル以上のもの	24,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円
50,000平方メートル以上のもの	857,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性

能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第1号ウに次のように加える。

- (ウ) 併用基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及び基準省令第10条第2号ロ(2)に規定する基準並びに基準省令第1条第1項第2号ロ(1)及び基準省令第10条第2号イ(2)に規定する基準をいう。エにおいて同じ。）に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

- a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円
200平方メートル以上のもの	36,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第1号に次のように加える。

- エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてア又はイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を合算した金額

- (7) (イ)及び(ウ)に掲げるとき以外のとき

- a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円（当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為に該当することを確認できる書面（以下このエ

	において「確認書」という。)の添付がなされたものにあつては、6,600円)
200平方メートル以上のもの	48,000円(確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円)

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積(建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	80,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円(全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円)

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積(建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。

(4) 仕様基準等に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	23,000円(確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円)
200平方メートル以上のもの	24,000円(確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円)

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積(建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
--------	-----------

300平方メートル未満のもの	38,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	857,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）

50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）
-------------------	---

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第2号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア(ア)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「290,000円」を「300,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号ア(イ)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「417,000円」を「443,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号イ(ア) a の表中「43,000円（登録住宅性能評価機関）」を「44,000円（登録住宅性能評価機関等）」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「6,000円」を「6,600円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同号イ(ア) b の表中「76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」を「80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」に、「119,000円」を「126,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「195,000円」を「207,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「276,000円」を「293,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「532,000円」を「566,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「934,000円」を「992,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「1,707,000円」を「1,815,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イ(イ) a の表中「22,000円」を「23,000円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「23,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(イ) b の表中「36,000円」を「38,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「102,000円」を「109,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「152,000円」を「162,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「275,000円」を「292,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「462,000円」を「491,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「807,000円」を「857,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）

別表第60項第2号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第2項第3号」を「第29条第2項第3号」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に、「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第29条」を「第28条」に改め、同号を同項第7号とし、同項を同表第61項とし、同表第59項中「に基づく事務」を「（平成24年法律第84号）に基づく事務」に改め、同項第1号ア(ア)の表中「231,000円」を「244,000円」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「292,000円」を「302,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「364,000円」を「385,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「512,000円」を「543,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「627,000円」を「665,000円」に、「125,000円」を「132,000円」に、「738,000円」を「783,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「840,000円」を「891,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「1,043,000円」を「1,107,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号ア(イ)の表中「91,000円」を「96,000円」に、「116,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「147,000円」を「155,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「232,000円」を「246,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「300,000円」を「318,000円」に、「125,000円」を「132,000円」に、「359,000円」を「380,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「419,000円」を「445,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「540,000円」を「574,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号イ(ア)中「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を削り、同号イ(ア) a の表中「45,000円」を「47,000円」に、「（次項において「登録住宅性能評価機関」を「その他規則で定める機関（次項において「登録住宅性能評価機関等」に、「、8,000円」を「、8,700円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(ア) b の表中「77,000円」を「82,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「121,000円」を「128,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「197,000円」を「209,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「278,000円」を「295,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「534,000円」を「568,000円」に、「126,000円」を「134,000円」に、「936,000円」を「994,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「1,709,000円」を「1,817,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(イ) a の表中「24,000円」を「25,000円」に、「8,000円」を「8,700円」に、「25,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(イ) b の表中「38,000円」を「40,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「61,000円」を「64,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「104,000円」を「111,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「277,000円」を「294,000円」に、「126,000円」を「134,000円」に、「464,000円」を「493,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「808,000円」を「859,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 誘導併用基準（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。次項において同じ。）に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）
200平方メートル以上のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）

別表第59項第1号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項を同表第60項とし、同表中第31項から第58項までを1項ずつ繰り下げ、第30項の次に次の1項を加える。

31 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。）の発行 1件につき 870円
- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査
 - ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第1号に掲げる施設 認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 20,900円
 - イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第2号に掲げる施設認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 10,400円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途の変更、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る建築物の確認等に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

（調整規定）

- 3 この条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第69号。以下「令和6年改正条例」という。）による大津市手数料条例の改正については、同条例は、令和6年改正条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第19号

大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

大津市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第20号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条を次のように改める。

第33条 削除

第 37 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 33 条第 2 項の規定により事業系一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、同条第 3 項の規定に違反し、管理票を提出せず、又は虚偽の管理票を提出して、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入した場合における当該処理施設への搬入の停止命令については、なお従前の例による。

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第21号

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市木戸さすてなプラザの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「資源の有効利用と廃棄物の減量の促進」を「循環型社会の形成の推進」に、「大津市リサイクルセンター木戸（以下「センター」を「大津市木戸さすてなプラザ（以下「プラザ」に改める。

第 2 条中「センター」を「プラザ」に改める。

第 3 条中「センターに」を「プラザに」に改め、同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「資源の有効利用と廃棄物の減量」を「廃棄物の減量、再生可能な資源の利用その他の資源循環の促進のための取組」に改め、同条第 5 号中「センター」を「プラザ」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 3 項第 3 号並びに第 8 条から第 12 条までの規定中「センター」を「プラザ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第22号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第23号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を代替保育提供者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」及び「（家庭的保育事業等基準条例第6条第3項第1号に規定する小規模保育事業A型事業者等をいう。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たす」を「いずれかに該当する」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、家庭的保育事業等基準条例第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第24号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こ

も園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「12年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第25号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「限る」の次に「。以下この号及び第6項第1号において同じ」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「いずれにも」を「いずれかに」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第26号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号及び第37条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第27号

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第28号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第6項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第29号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第30号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第30条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第31号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第89条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第32号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第45条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第33号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第 9 号）

の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第34号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第35号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士との」を「栄養士若しくは管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第4号及び同条第9項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第36号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号及び第23条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第37号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第148条第 1 項、第183条第 1 項並びに第190条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第38号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第130条第 1 項、第167条第 1 項並びに第174条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第39号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第152条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第40号

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例

大津市景観法施行条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第7号ア中「さく、へい」を「柵、塀」に改め、同号に次のように加える。

シ 太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備（以下「太陽光発電設備等」という。）（建築物の屋根若しくは屋上又は外壁面（以下「屋根等」という。）に設置するもの及びサに該当するものを除く。）

第10条第8号中「掲げる景観区」を「掲げる景観エリア（景観計画に定めるものをいう。）及び景観重点地区」に改め、同号ア中「緑地景観区及び低層住宅地景観区」を「緑地景観エリア及び低層住宅地景観エリア」に改め、同号ア(イ)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離（建設等を行う太陽光発電設備等（一の敷地、一団の土地又は同一の水面において一体的利用がなされているもの（以下この号において「一体的利用設備」という。）にあっては、一の太陽光発電設備等とみなす。）の地上又は水面上の部分の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。以下同じ。）が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等（建設等を行う太陽光発電設備等の太陽電池モジュール又は集熱板（一体的利用設備の場合にあっては、当該一体的利用設備を構成する全ての太陽電池モジュール又は集熱板）をいう。以下同じ。）の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号イ中「中高層住宅地景観区、一般市街地景観区、沿道市街地景観区、準工業地景観区及び近隣商業地景観区」を「市街地景観エリア及び沿道市街地景観エリア」に改め、同号イ(イ)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号ウ中「工業地景観区及び商業地景観区」を「工業地景観エリア及び商業地景観エリア」に改め、同号ウ(イ)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号エ中「市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）」を「市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）」に改め、同号エ(ア) a から c までの規定中「へい」を「塀」に改め、同号エ(イ) d 中「10メートル未満」を「10メートル以下」に改め、同号エ(イ)中 e を f とし、d の次に次のように加える。

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号エ(カ) a 中「堆積」を「堆積」に改め、同号オ中「市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）」を「市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）」に改め、同号オ(ア) a から c までの規定中「へい」を「塀」に改め、同号オ(イ) d 中「10メートル未満」を「10メートル以下」に改め、同号オ(イ)中 e を f とし、d の次に次のように加える。

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号オ(エ)中「のり面」を「法面」に改め、同号オ(キ)中「のり面」を「法面」に改め、同号に次のように加える。

カ 堅田景観重点地区

(7) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(a)又は(b)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるもの

- (a) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(b)において同じ。)(塀を除く。)で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (b) (a)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が

- 10平方メートル以下のもの（塀を除く。）
- b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
 - b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
 - c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
 - e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が5メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (ロ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為
- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - b 林業を営むために行う木竹の伐採
- (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
- a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- キ 坂本景観重点地区及び大津百町景観重点地区
- (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(イ)又は(ロ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定めるもの
 - (イ) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(ロ)において同じ。）（塀を除く。）で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - (ロ) (イ)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（塀を除く。）
 - b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
 - b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
 - c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
 - e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が5メートル以下のもの

- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (g) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (x) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為
- (d) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - b 林業を営むために行う木竹の伐採
- (k) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。

（大津市屋外広告物条例の一部改正）

- 3 大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）の一部を次のように改正する。
第5条第7号中「景観区」を「景観エリア」に改める。

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第41号

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第42号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「第40条」を「第59条」に改める。

別表第2昭和第三団地の項中「16」を「11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第4項第1号の改正規定は、公布の日又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第43号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「22戸」を「21戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第44号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「若しくは第22条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第 1 項」を「又は第22条の 5 第 1 項」に、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「地域手当」の次に「、住居手当」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第 1 項の規定により採用された職員の給与の種類は、給料、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 3 条の 3 第 1 項中「勤務する」を「勤務をする」に、「を勤務した」を「につき勤務をした」に、「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第 2 項中「週休日等（週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。）以外の日の午前 0 時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等（週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。）に含まれる時間を除く。）」を加え、「に勤務」を「に勤務を」に改める。

第13条第 2 項中「しないが」を「していないが」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第68号）第 2 条第 1 項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にある者」を加える。

第15条の 2 第 3 項中「、第 4 条の 3」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 4 条、第 4 条の 3 及び第10条の 2 の規定は、育児休業法第18条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

2 大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

大津市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第45号

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第12号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第46号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	199,900	220,700	348,700
	2	202,200	223,100	350,200
	3	204,500	225,500	351,700
	4	206,700	227,900	353,200
	5	208,900	230,300	354,600
	6	211,200	232,700	356,000
	7	213,400	235,100	357,400
	8	215,600	237,500	358,800
	9	217,800	239,900	360,200
	10	220,000	241,500	361,500
	11	222,200	243,100	362,800
	12	224,400	244,700	364,100
	13	226,600	246,300	365,300
	14	228,700	247,800	366,600
	15	230,800	249,200	367,800
	16	232,900	250,600	369,000
	17	235,000	252,000	370,200
	18	236,800	253,200	371,400
	19	238,500	254,400	372,600
	20	240,200	255,600	373,700
	21	241,900	257,000	374,800
	22	243,200	258,200	376,000
	23	244,500	259,500	377,200
	24	245,800	260,800	378,300
	25	247,000	262,100	379,400
	26	248,100	264,000	380,600
	27	249,200	265,800	381,800
	28	250,300	267,600	382,900
	29	251,500	269,300	384,000
	30	252,800	271,500	385,200

	31	254, 000	273, 700	386, 400
	32	255, 200	275, 900	387, 500
	33	256, 300	278, 100	388, 600
	34	257, 500	280, 300	389, 800
	35	258, 700	282, 500	391, 000
	36	259, 900	284, 600	392, 200
	37	261, 100	286, 600	393, 400
	38	262, 300	288, 500	394, 700
	39	263, 500	290, 400	395, 900
	40	264, 700	292, 200	397, 100
	41	265, 900	294, 000	398, 300
	42	267, 000	295, 900	399, 600
	43	268, 100	297, 700	400, 600
	44	269, 200	299, 400	401, 700
	45	270, 200	301, 100	402, 900
	46	271, 000	302, 900	404, 100
	47	271, 800	304, 600	405, 300
	48	272, 600	306, 200	406, 500
	49	273, 300	307, 800	407, 600
	50	274, 100	309, 500	408, 600
	51	274, 800	311, 300	409, 900
	52	275, 500	313, 000	411, 100
	53	276, 300	314, 300	412, 300
	54	277, 100	316, 200	413, 400
	55	277, 900	318, 000	414, 500
	56	278, 600	319, 700	415, 600
	57	279, 300	321, 400	416, 600
	58	280, 100	323, 300	417, 800
	59	280, 900	325, 000	419, 000
	60	281, 600	326, 700	420, 200
	61	282, 200	328, 400	420, 800
	62	282, 900	330, 200	421, 600
	63	283, 600	332, 000	422, 300
	64	284, 200	333, 700	422, 800
	65	284, 900	335, 400	423, 100
	66	285, 600	336, 700	423, 400
	67	286, 300	338, 000	423, 800
	68	287, 000	339, 300	424, 200
	69	287, 700	340, 800	424, 500
	70	288, 500	342, 300	424, 900
	71	289, 200	343, 800	425, 200
	72	289, 900	345, 300	425, 500

	73	290, 400	346, 700	425, 800
	74	291, 100	348, 200	426, 200
	75	291, 800	349, 700	426, 500
	76	292, 400	351, 200	426, 800
	77	293, 000	352, 600	427, 100
	78	293, 700	354, 100	427, 400
	79	294, 300	355, 600	427, 700
	80	294, 900	357, 100	427, 900
	81	295, 500	358, 500	428, 100
	82	296, 100	359, 800	
	83	296, 700	361, 100	
	84	297, 300	362, 300	
	85	297, 800	363, 500	
	86	298, 300	364, 700	
	87	298, 800	365, 900	
	88	299, 300	367, 000	
	89	299, 700	368, 100	
	90	300, 300	369, 200	
	91	300, 800	370, 300	
	92	301, 300	371, 400	
	93	301, 600	372, 500	
	94	302, 100	373, 700	
	95	302, 600	374, 800	
	96	303, 000	375, 900	
	97	303, 400	376, 900	
	98	303, 900	377, 900	
	99	304, 400	378, 800	
	100	304, 800	379, 700	
	101	305, 200	380, 500	
	102	305, 600	381, 500	
	103	306, 000	382, 400	
	104	306, 300	383, 300	
	105	306, 500	384, 100	
	106	306, 800	385, 000	
	107	307, 100	385, 900	
	108	307, 300	386, 800	
	109	307, 500	387, 600	
	110	307, 700	388, 600	
	111	308, 000	389, 500	
	112	308, 300	390, 400	
	113	308, 500	391, 000	

	114	308,700	391,900	
	115	308,900	392,800	
	116	309,200	393,700	
	117	309,500	394,500	
	118	309,700	395,200	
	119	310,000	396,000	
	120	310,300	396,800	
	121	310,500	397,400	
	122	310,700	398,100	
	123	310,900	398,800	
	124	311,200	399,400	
	125	311,500	400,000	
	126		400,700	
	127		401,200	
	128		401,800	
	129		402,400	
	130		403,000	
	131		403,500	
	132		404,000	
	133		404,300	
	134		404,600	
	135		404,900	
	136		405,200	
	137		405,500	
	138		405,800	
	139		406,100	
	140		406,400	
	141		406,700	
	142		407,000	
	143		407,300	
	144		407,600	
	145		407,800	
	146		408,100	
	147		408,400	
	148		408,600	
	149		408,800	
	150		409,100	
	151		409,400	
	152		409,600	
	153		409,800	
	154		410,100	
	155		410,400	

	156		410,600	
	157		410,800	

別表第1イの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

		円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員 以 外 の 職 員	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	

	38	262, 300	288, 500	394, 700
	39	263, 500	290, 400	395, 900
	40	264, 700	292, 200	397, 100
	41	265, 900	294, 000	398, 300
	42	267, 000	295, 900	399, 600
	43	268, 100	297, 700	400, 600
	44	269, 200	299, 400	401, 700
	45	270, 200	301, 100	402, 900
	46	271, 000	302, 900	404, 100
	47	271, 800	304, 600	405, 300
	48	272, 600	306, 200	406, 500
	49	273, 300	307, 800	407, 600
	50	274, 100	309, 500	408, 600
	51	274, 800	311, 300	409, 900
	52	275, 500	313, 000	411, 100
	53	276, 300	314, 300	412, 300
	54	277, 100	316, 200	413, 400
	55	277, 900	318, 000	414, 500
	56	278, 600	319, 700	415, 600
	57	279, 300	321, 400	416, 600
	58	280, 100	323, 300	417, 800
	59	280, 900	325, 000	419, 000
	60	281, 600	326, 700	420, 200
	61	282, 200	328, 400	420, 800
	62	282, 900	330, 200	421, 600
	63	283, 600	332, 000	422, 300
	64	284, 200	333, 700	422, 800
	65	284, 900	335, 400	423, 100
	66	285, 600	336, 700	423, 400
	67	286, 300	338, 000	423, 800
	68	287, 000	339, 300	424, 200
	69	287, 700	340, 800	424, 500
	70	288, 500	342, 300	424, 900
	71	289, 200	343, 800	425, 200
	72	289, 900	345, 300	425, 500
	73	290, 400	346, 700	425, 800
	74	291, 100	348, 200	426, 200
	75	291, 800	349, 700	426, 500
	76	292, 400	351, 200	426, 800
	77	293, 000	352, 600	427, 100
	78	293, 700	354, 100	427, 400
	79	294, 300	355, 600	427, 700

	80	294, 900	357, 100	427, 900	
	81	295, 500	358, 500	428, 100	
	82	296, 100	359, 800		
	83	296, 700	361, 100		
	84	297, 300	362, 300		
	85	297, 800	363, 500		
	86	298, 300	364, 700		
	87	298, 800	365, 900		
	88	299, 300	367, 000		
	89	299, 700	368, 100		
	90	300, 300	369, 200		
	91	300, 800	370, 300		
	92	301, 300	371, 400		
	93	301, 600	372, 500		
	94	302, 100	373, 700		
	95	302, 600	374, 800		
	96	303, 000	375, 900		
	97	303, 400	376, 900		
	98	303, 900	377, 900		
	99	304, 400	378, 800		
	100	304, 800	379, 700		
	101	305, 200	380, 500		
	102	305, 600	381, 500		
	103	306, 000	382, 400		
	104	306, 300	383, 300		
	105	306, 500	384, 100		
	106	306, 800	385, 000		
	107	307, 100	385, 900		
	108	307, 300	386, 800		
	109	307, 500	387, 600		
	110	307, 700	388, 600		
	111	308, 000	389, 500		
	112	308, 300	390, 400		
	113	308, 500	391, 000		
	114	308, 700	391, 900		
	115	308, 900	392, 800		
	116	309, 200	393, 700		
	117	309, 500	394, 500		
	118	309, 700	395, 200		
	119	310, 000	396, 000		
	120	310, 300	396, 800		

121	310, 500	397, 400
122	310, 700	398, 100
123	310, 900	398, 800
124	311, 200	399, 400
125	311, 500	400, 000
126		400, 700
127		401, 200
128		401, 800
129		402, 400
130		403, 000
131		403, 500
132		404, 000
133		404, 300
134		404, 600
135		404, 900
136		405, 200
137		405, 500
138		405, 800
139		406, 100
140		406, 400
141		406, 700
142		407, 000
143		407, 300
144		407, 600
145		407, 800
146		408, 100
147		408, 400
148		408, 600
149		408, 800
150		409, 100
151		409, 400
152		409, 600
153		409, 800
154		410, 100
155		410, 400
156		410, 600
157		410, 800

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において大津市教育公務員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則

別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（その他の経過措置の教育委員会規則への委任）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

ア 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26

39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76

89	77
90	78
91	79
92	80
93	81

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	

43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	

93	81	
----	----	--

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第47号

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「配偶者（）」の次に「非常勤消防団員の死亡時に、」を加え、「しないが、非常勤消防団員の死亡当時」を「していないが」に改め、「あった者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。）にあった者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。